未成年者口座及び課税未成年者口座取引規定

第1章 総則

第1条 (規定の趣旨)

- (1) この規定は、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座及び同項第 5 号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下「お客様」といいます。)が、同法第 9 条の 9 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第 37 条の 14 の 2 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社東和銀行(以下「当行」といいます。)に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号及び第 6 号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) 当行は、この規定に基づき、お客様との間で措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」(以下、両者を合わせて「本契約」といいます。)を締結します。
- (3) お客様と当行の間における、各種サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この規定に定めがある場合を除き、「証券総合取引約款」その他の当行が定める規定・約款及び措置法その他の法令によります。

第2章 未成年者口座の管理

第2条 (未成年者口座廃止届出書の提出)

お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。

第3条 (継続管理勘定の設定)

未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

第4条(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定(この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この規定の第 15 条から第 17 条、第 19 条及び第 25 条第 1 項を除き、以下同じ。)(以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)又は継続管理勘定において処理いたします。

第5条(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

- (1) 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。
 - ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間(以下「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が 80 万円(② により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの
 - イ. 受入期間内に、当行への買付の委託等により取得した上場株式等、当行から取得をした上場株式等 又は当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当す るものに限ります。) により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入 れられるもの
 - ロ. 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第 18 条の 15 の 10 第 3 項第 1 号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)
 - ② 租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
 - ③ 施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に 規定する上場株式等
- (2) 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
 - ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第1号口に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの
 - ② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当行が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)
 - ③ 施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に 規定する上場株式等

第6条(譲渡の方法)

非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされてい

る上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、並びに措置法第 37 条の 11 第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本 支店を経由して行われる方法により行うものとします。

第7条 (課税未成年者口座等への移管)

- (1) 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。
 - ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号ロ若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
 - イ. 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管
 - ロ. イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管
 - ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管
- (2) 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。
 - ① お客様が施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行が別に定める期間までに提出した場合、又は当行に特定口座(措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合 一般口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座(前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)への移管

第8条(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下「基準年」といいます。)の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害、疾病その他の施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下「災害等による返還等」といいます。)及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして施行規則第 18 条の 15 の 10 第 8 項に定める事由(以下「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この規定のこの号及び第17条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の本支店を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと
 - イ. 措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡

- ロ. 措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係る ものに限ります。)による譲渡
- ハ. 措置法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡
- ③ 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が措置法第37条の11第3項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。)又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。)は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託すること

第9条(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

第10条(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管に係るものに限ります。)があった場合には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

第11条(継続管理勘定等への移管)

非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内 上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。

第12条(出国時の取扱い)

- (1) お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する出国移管依頼書を提出してください。
- (2) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。
- (3) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当行に同令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 6 号に規定する未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第3章 課税未成年者口座の管理

第13条 (課税未成年者口座の設定)

課税未成年者口座(お客様が当行に開設している特定口座若しくは預金口座で、この規定に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。

なお、本条の預金口座については、この規定で定められた事項と、当行預金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この規定が優先するものとし、それ以外の場合については、この規定の目的を害しない限度で預金規定を適用するものとします。

第14条 (課税管理勘定における処理)

課税未成年者口座における上場株式等(措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。 以下第 15 条から第 17 条及び第 19 条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の 委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわ らず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理 勘定(この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入 れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若 しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)におい て処理いたします。

第15条 (譲渡の方法)

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、並びに措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

第16条(課税管理勘定での管理)

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る 譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。

第17条 (課税管理勘定の金銭等の管理)

課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に 預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱 いとなります。

- ① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第15条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の本支店を経由して行われないものに限ります。) 又は贈与をしないこと
- イ. 措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡

- ロ. 措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡
- ハ. 措置法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡
- ③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

第18条(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第 16 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

第19条(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

- (1) お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当行に 重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に 当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。
 - (2) 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

第20条(出国時の取扱い)

お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この規定の第3章(第15条及び第19条を除く)の適用があるものとして取り扱います。

第4章 口座への入金

第21条(課税未成年者口座への入出金処理)

- (1) お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。
 - ① お客様名義の当行預金口座からの入金(課税未成年者口座として開設された預金口座とは別の預金口座が必要となります。)
 - ② 現金での入金(依頼人がお客様又はお客様の法定代理人である場合に限ります。)
- (2) お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。
 - ① お客様名義の当行預金口座への出金
 - ② 現金での引出(窓口で行うものに限ります。)
 - ③ お客様名義の証券口座への移管
- (3) 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様又はお客様の法定代理人に限ることとします。
 - (4) お客様の法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客様の同意が

ある旨を確認することとします。

- (5) 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のため に用いられることを確認することとします。
- (6) お客様本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意(同意書の提出等を含みます。)が必要となります。

第5章 運用管理者による取引の届出

第22条(運用管理者による取引の届出)

- (1) 未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、運用管理者の届出を行っていただく必要があります。当該運用管理者は、お客様の法定代理人とします。この場合、法定代理人に対し、当行所定の方法により、届出された代理人ご本人であることの確認、代理権の確認などをさせていただきます。
- (2) お客様が前項により届け出た運用管理者を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人(運用管理者)の変更の届出を行っていただく必要があります。
- (3) お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

第23条(法定代理人の変更)

お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。

第6章 雑則

第 24 条(取引残高の通知)

お客様が 15 歳に達した場合には、当行は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様 本人に通知いたします。

第25条(課税未成年者口座取引である旨の明示)

- (1) お客様が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等(第 14 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます。(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。)
- (2) お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であっ て、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第26条(基準年以降の手続き等)

基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

第27条(非課税口座のみなし開設)

- (1) 2024 年以後の各年(その年1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の本支店において、同日に措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- (2) 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当行に対して措置 法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書が提出されたものとみなし、かつ、同日 において当行とお客様との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。

第28条(届出事項の変更)

未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに未成年者非課税口座異動届出書により届出ていただく必要があります。また、その変更が氏名、住所、個人番号に係るものであるときは、お客様には個人番号カード等及び印鑑証明書、戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただき、確認させていただきます。なお、この届出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

第29条(本契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解約されるものとします。

- ① お客様又は法定代理人から措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の 提出があった場合 当該提出日
- ② 措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 (お客様が出国の日の前日までに第 12 条第1項の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に 出国した場合を除きます。) 措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届 出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客様が出国の日の前日までに第 12 条第 1 項の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに同条第 3 項の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日
- ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完了し、施行令第25条の13の8第20項で準用する施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日
- ⑦ 証券口座が解約されたとき
- ⑧ その他やむを得ない事由により、当行がお客様に解約を申出たとき

第30条(免責事項)

当行の責めによらない事由により、未成年者口座及び課税未成年者口座に係る税法上の取扱い、本規定の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行は一切の責めを負わないものとします。

第31条(合意管轄)

この規定に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第32条 (規定の変更)

この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページの掲載または取扱店の店頭掲示等その他相当の方法により周知します。

附則

この規定は、2025年4月より適用させていただきます。

以上